



## <裏面>

### 1 支給停止事由（発生）について

- ① 手当が一部支給停止となっている方が全部支給停止となる場合にも、この欄に記入してください。
- ② イの「扶養義務者に扶養されるようになった」とは、受給者が父又は母の場合には、父又は母と民法第877条第1項に定める扶養義務者（以下単に「扶養義務者」という。）とが生計を同じくするようになった場合を指し、受給者が養育者の場合には、養育者が扶養義務者に生計維持されるようになった場合を指します。
- ③ ハからハまでの「法第9条の児童」とは、父と母が、死亡したこと、生死不明であること、法令により引き続き1年以上拘禁されていること又は明らかでないことのいずれかに該当する児童をいいます。
- ④ ヘの「該当しなくなった」とは
  - (1) 児童があなた以外の人の養子になった
  - (2) 生死不明の父又は母が生存していることがわかった
  - (3) 父又は母の拘禁が終了した
  - (4) 児童の父又は母が明らかになったなどの場合をいいます。
- ⑤ 監護している児童、監護し、かつ、生計を同じくしている児童又は養育している児童の数が減った場合（いなくなった場合を除きます。）には、減額・減員届を提出してください。
- ⑥ 監護している児童、監護し、かつ、生計を同じくしている児童又は養育している児童がいなくなるなど資格がなくなる場合には、資格喪失届を提出してください。

### 2 支給停止事由（変更・消滅）について

- ① 手当が全部支給停止となっている方が一部支給停止となる場合にも、この欄に記入してください。
- ② 監護している児童、監護し、かつ、生計を同じくしている児童又は養育している児童の数が増えた場合には、増額・増員届を提出してください。

#### 個人番号の記載及び身元確認書類について

平成28年1月1日より、申請時に申請者及び関係者の個人番号を記載する必要があります。

また、個人番号の記載された書類を提出する方の、身元確認書類の提示が必要となります。

○身元確認書類（提出する方の氏名等が記載されたもの）

【以下の書類の場合、いずれか一つを提示】

個人番号カード（写真付）、運転免許証、その他写真付身分証明書

【以下の書類の場合、二つを提示】

保険証、住民票の写し、児童扶養手当証書、写真の無い身分証明書、国民年金手帳、マル親医療証、公共料金の領収書など

- ①窓口で提出する場合 提出する方の身元確認書類をお持ちください
- ②郵送で提出する場合 申請者の身元確認書類のコピーを同封してください

※通知の未着等で個人番号が不明な場合、番号の記載が無くても、申請受付は可能です。

#### 児童扶養手当受給者の扶養義務者等の個人番号による地方税関係情報の取得について

平成29年11月13日より、申請者、配偶者及び扶養義務者の地方税関係情報については、個人番号による確認が可能となります。別紙「地方税関連情報の取得に係る同意書」にご記入ください。